

2024 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

秋田公立美術大学

2025 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 秋田公立美術大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

秋田公立美術大学（設置者：公立大学法人秋田公立美術大学）
秋田県秋田市新屋大川町 12 番 3 号

2 学部等の構成 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学部】

美術学部 美術学科

【研究科】

複合芸術研究科(修士課程) 複合芸術専攻

複合芸術研究科(博士課程) 複合芸術専攻

3 学生数及び教職員数 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学生数】 学部 431 名、研究科 34 名

【教職員数】 教員 46 名、職員 32 名

4 大学の理念・目的等

秋田公立美術大学は、1952 年に開設された秋田市立工芸学校を前身に、1995 年に秋田公立美術工芸短期大学となり、2013 年に美術学部美術学科を擁する秋田公立美術大学として開学した。2017 年には大学院複合芸術研究科修士課程、2019 年に大学院複合芸術研究科博士課程を置いている。

大学は、設立団体である秋田市が目指す「芸術文化の香り高いまちづくり」を牽引する中核的存在として、秋田の文化を発展・深化させる「知の原動力」となるような、豊かな教養と深い専門性を備えた人材や、「秋田ブランド」の振興をはじめとする地域活力の向上に寄与する人材を育成するとともに、伝統的工芸品産業や製造業等のデザインと製品開発力の水準を高め、ものづくりの振興を図るためのコンサルタント・シンクタンク的な役割を担うため、以下の基本理念を掲げている。

1. 新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学
2. 秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学
3. 秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する大学
4. まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学

大学の目的は、学則第 1 条に「広く知識を授け、深く専門の芸術を教授研究することによって、豊かな創造性とグローバルな視点を持った人材を育成するとともに、芸術文化の発展と地域社会に貢献すること」と定めている。

大学院の目的は、大学院学則第 2 条に「多様化する現代芸術領域と複雑化する地域課題に対応しながら、複合的な教育・研究を通じて、一人ひとりの個性を尊重した専門性のさらなる深化を追求し、新たな芸術表現の創出やより本質を捉えた地域貢献を図るため、高度な実践力を有する人材と高度な専門性を有する研究・教育者の育成を行うこと」と定めている。

II 評価結果

1 認証評価結果

秋田公立美術大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

秋田公立美術大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準1、基準2、基準3のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

以下に、秋田公立美術大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

【優れた点】

- 基本理念の一つに掲げる「まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学」の実現のため、NPO 法人アーツセンターあきたと連携し、大学の専門性を活かした積極的な社会貢献活動や、企業や地域等の支援による学生の出展機会の創出に取り組み、まちづくりへの貢献や地域の活性化に貢献できる人材の育成に取り組んでいる。
- 厚生補導の充実に向けて、クラス担任による面談時期の早期化や、親睦を目的とする新入生ワークショップを開催する等、学生の要望に基づく取組みに加え、メンタルヘルスへの対策として学生相談室にキャンパスソーシャルワーカー及び臨床心理士を配置する等、きめ細やかな学生支援に積極的に取り組んでいる。
- 学習意欲の一層の向上のため、大学独自の奨学金として、前年度の成績優秀者への奨学金の給付や、入学試験時の成績が優秀な大学院生への奨励金の給付等を整備するほか、「フューチャー・アーティスト基金」を創設し、海外留学費助成、特待生制度、創作・課外活動等表彰、各種プロジェクトツアー支援、学生生活支援等を実施する等、経済的支援の充実を図っている。

【改善を要する点】

- 大学院博士課程のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、教育課程における学習方法・学習過程、学習成果の評価の在り方を明示することが求められる。
- 大学院博士課程のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方を明示することが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理するとともに、各組織間の関係性を整理・明確化し、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。
- 大学院のディプロマ・ポリシーと授業科目の関係や教育課程の体系性については、継続的に整理・検証するとともに、より一層学生にわかりやすく明示することが望まれる。
- 大学院の成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学習者本位の観点から、到達目標を考慮した成績評価基準とすることが望まれる。
- 学部及び大学院の3つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織を明確化し、大学として継続的な点検・検証のさらなる充実が望まれる。
- ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)については、実施内容の充実や教職員の参加促進等、組織的なFD・SD活動のさらなる充実が望まれる。
- 学習成果の把握・可視化及び教育改善の取組みについては、教学IR(Institutional Research)による分析・検証や、各種アンケート等の実施主体をはじめとした組織間の連携・共有体制を整理する等、全学としての取組みの一層の充実が望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、秋田公立美術大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。美術学科には5つの専攻に加えて、各専攻における専門教育の補完、教職課程及び博物館学芸員課程を担当する美術教育センターを設置している。

ロ 教員組織に関すること

学士課程、大学院課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。また、実技を伴う授業の補助や学生への相談対応等を行うため、学部には助手を15名配置している。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、大学院生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。なお、点検評価ポートフォリオ提出時点では、研究指導の計画の明示が不十分であったが、研究指導の計画を学生に示す様式を新たに定め対応することについて、2025年1月の教育研究審議会及び理事会において決定したことを確認した。ただし、大学院のディプロマ・ポリシーと授業科目の関係や教育課程の体系性については、継続的に整理・検証するとともに、より一層学生にわかりやすく明示すること、成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学習者本位の観点から、到達目標を考慮した成績評価基準とすることが望まれる。なお、成績評価については、学習到達目標達成度を考慮したアセスメント・ポリシーを、2024年12月の教育研究審議会において決定したことを確認した。

ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか、教育研究上必要な設備を適切に整備している。また、商業ビルや地元企業社屋、空き家等を活用して、学生や教員の教育研究成果である作品の学外展示や制作等を実施している。

ホ 事務組織に関すること

大学及び大学院の事務を遂行するため、総務課、学生課、企画課からなる事務組織を設けている。学生の厚生補導を行うため、学生の厚生補導、保健管理、課外活動、団体、奨学金、その他学生生活に関することを取り扱う学生生活委員会を設置し、学生の各種活動の支援等を行っている。厚生補導の充実に向けて、クラス担任による面談時期の早期化や、親睦を目的とする新入生ワークショップを開催する等、学生の要望に基づく取組みに加え、メンタルヘルスへの対策として学生相談室にキャンパスソーシャルワーカー及び臨床心理士を配置する等、きめ細やかな学生支援に積極的に取り組んでいる。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、大学院博士課程のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、教育課程における学習方法・学習過程、学習成果の評価の在り方を明示すること、大学院博士課程のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、多様な学生を評価できるような入学選抜の在り方を明示することが求められる。なお、大学院博士課程のカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーについて、2024年12月の教育研究審議会において改定案を承認したことを確認した。

学部及び大学院の3つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織を明確化し、大学として継続的な点検・検証のさらなる充実が望まれる。なお、副学長、学部長、研究科長、教務委員会委員長、入試委員会委員長、キャリアセンター長を構成員とする3ポリシー検証会議において、2024年10月から2024年12月までに学部及び大学院の3つのポリシーの一貫性・整合性を点検・検証したことを確認した。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Webサイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。なお、点検評価ポートフォリオ提出時点では、大学院博士課程の学位論文に係る評価の基準の公表が不十分であったが、2024年12月時点でWebサイトに公表していることを確認した。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、「公立大学法人秋田公立美術大学自己評価委員会規程」に基づき、自己点検及び評価を所掌する組織として、学長を委員長とする自己評価委員会を設置している。自己評価委員会は、地方独立行政法人法に基づく業務実績・評価を活用し、自己点検・評価を一体的に実施している。自己評価委員会からの指示に基づき、学内委員会等が所管業務について年度計画で定めた取組み事項に関する業務実績・評価案兼自己点検・評価案を作成している。当該案については、自己評価委員会において数値目標の達成状況等の審議や評価の見直しを行い、経営審議会、教育研究審議会及び理事会の議を経て確定し、自己点検・評価書を公表している。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理するとともに、各組織間の関係性を整理・明確化し、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。

教職員の研修については、FD・SD委員会において適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を実施している。ただし、FD及びSDについては、実施内容の充実や教職員の参加促進等、組織的なFD・SD活動のさらなる充実が望まれる。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT環境の整備)について、適切に対応を行っている。学習意欲の一層の向上のため、大学独自の奨学金として、前年度の成績優秀者への奨学金の給付や、入学試験時の成績が優秀な大学院生への奨励金の給付等を整備するほか、「フューチャー・アーティスト基金」を創設し、海外留学費助成、特待生制度、創作・課外活動等表彰、各種プロジェクトツアー支援、学生生活支援等を実施する等、経済的支援の充実を図っている。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、自己評価委員会の指示に基づき、各学内委員会等が年度計画で定めた取組み事項に関する自己点検・評価を行い、その結果を自己評価委員会で審議することで、年度単位で教育研究の水準の向上を図っている。また、学長を議長とする教育研究審議会を月に1回開催し、各学内委員会等が取り組むアンケート調査に基づく学習成果の把握・分析と改善措置、新カリキュラム原案、学長プロジェクト研究費の配分等について審議・報告がなされ、各学内委員会等が実施する教育研究活動等の個々の取組みの質保証や、成果や課題等の学内共有、関係委員会等との連携を促進する役割を担っている。学習成果の把握・可視化及び教育改善の取組みについては、教学IRによる分析・検証や、各種アンケート等の実施主体をはじめとした組織間の連携・共有体制を整理する等、全学としての取組みの一層の充実が望まれる。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「ディプロマ・ポリシーに係る学修成果の把握と教育改善の取組み【学習成果】」

ディプロマ・ポリシーに定める4つの能力を学生が学習できているかを把握するため、学生満足度等アンケート及び卒業生・就職先アンケートを実施している。

大学運営全般に関する学生満足度等アンケートは、2016年度から学部4年生を対象に学生課が実施している。卒業生・就職先アンケートは、2019年度から3年に1度、卒業後1～3年が経過した卒業生とその就職先を対象にキャリアセンターが実施している。いずれのアンケートも、アンケート結果を大学ポータルサイトで学生及び教職員に公表している。

また、ディプロマ・ポリシーに定める4つの能力の学習度合に係る自己評価の調査項目を設け、教育研究審議会において、ディプロマ・ポリシーに定める能力の学習度合について、学生・卒業生・就職先の3者から把握し比較・分析をしている。分析結果から、「グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦できる能力」を身につけることが重要課題と認識された。これに対して、国際交流センターでは、2022年度から国際交流に対する学生の関心・意欲を引き出す国際交流プログラム支援を実施しており、2024年度からは3か年度に渡る留学費等の助成事業を開始している。また、基礎教育の定義やカリキュラムの具体化の検討を担う基礎教育センター準備室では、グローバル人材の育成に向けた新カリキュラムの設計を行っており、今後さらなる組織的な教育改善の取組みが期待される。

・No.2「授業改善による教育の質向上への取組み」

FD・SD委員会は、2017年度から複眼的視点による効果的な授業改善の取組みとして、教職員を対象に授業研究会を実施している。授業研究会のテーマにはタイムリーかつ優先度が高いものを選定し、テーマに関係する委員会と連携して取り組んでいる。2022年度の授業研究会では、授業内容・実施方法等について改善の必要があった「現代芸術論」をテーマに検討し、その結果を次年度のシラバス作成に反映した。

また、開学以来、全開講科目を対象に学生に対する授業アンケートを実施しており、2021年度には授業に関する設問を5問から10問に増やし内容の充実を図った。集計結果は担当教員にフィードバックし、5段階評価のうち平均点が3.5未満となった科目は、担当教員に授業改善計画書の提出を求め、FD・SD委員会で確認している。2022年度に平均点が3.5未満となった5科目については、いずれも次年度は4.1以上となり授業改善が図られており、授業改善による教育の質向上に取り組んでいる。

・No.3「アンケート調査に基づく教育改善の取組み」

教育内容等の改善に取り組むことを目的として、学生満足度等アンケートや卒業生・就職先アンケート、学生生活実態調査を実施している。学生満足度等アンケートでは、教務、学生生活、進路就職、国際交流、施設設備等の大学運営全般に関する調査として実施している。また、卒業生・就職先アンケートでは、卒業生から大学の教育内容等について社会経験を踏まえた意見や、その就職先から卒業生に係る評価や学生時

代に身に付けておくべき能力等の意見を調査している。アンケート結果から明らかになった課題について教育研究審議会で審議し、学部 1・2 年次の作品制作を行う作業場所の確保や、学内 Wi-Fi のアクセスポイントの増設、産学連携プロジェクトへの学生参加の推進や、「フューチャー・アーティスト基金」等による学生の活動への助成等の取組みにつなげている。

また、学生生活実態調査は、2020 年度から学務委員会において実施しており、現在は、学生生活委員会がこれを所管し、学部及び大学院の全学生を対象に 3 年に 1 度実施している。第 2 期中期計画において総合的な支援体制の整備を重点戦略項目としており、学生生活実態調査の結果の検証を踏まえて、メンタルヘルス支援の充実のための体制整備や、学生生活委員会の新設、ダイバーシティへの理解促進を目的とした職員研修会等に取り組んでいる。

・No.4「1・2 年次の基礎教育の再編による総合的基礎力の向上に向けた取組み」

18 歳人口の減少をはじめとする環境の大きな変化が予想される将来においても持続可能な大学運営の実現に向け、2019 年度に副学長を委員長とする将来構想検討ワーキンググループを設置し、2030 年を見据えた大学のあり方についてまとめた提案を策定した。

その中で提案している学生の総合的基礎力の向上の実現に向け、基礎教育の定義やカリキュラムの具体化の検討を担う組織として、2021 年度に基礎教育センター準備室を設置した。全教職員へのカリキュラムに関するヒアリングや、全教員を対象とした教員連絡会を通じた検討状況の共有等、基礎教育センター準備室を中心として、全学的な体制のもとカリキュラムの改正に取り組んでいる。

また、カリキュラム改正に先行し、2023 年度に初年次の学びに適した基礎教育プログラムの実現に向けた授業科目として、創作の基礎となるフィールドリサーチを取り入れた「基礎演習」を開講し、検証することで、実施形態の改善や、1・2 年次の学生の制作場所・交流場所の確保等の取組みを進めている。2024 年度には基礎教育センター開設、2025 年度にはカリキュラム改正が予定されている。改正後のカリキュラムについては、基礎教育センターにおいて教育効果と課題の把握・分析を行い、学内での共有及び関係委員会等との連携のうえ、総合的基礎力の向上に向けたさらなる組織的な取組みが期待される。

・No.5「研究推進および外部資金獲得に向けた取組み」

研究水準の向上に向けて、第 2 期中期計画に「先鋭的・複合的な研究の推進」と「外部資金の獲得」を重点項目に掲げ、学長プロジェクト研究費の確保や、教員に対するサポートを実施している。

学長プロジェクト研究費のうち、競争的研究費については、研究者の意欲喚起と教育研究の活性化を図るため、2013 年度から教育研究審議会の審議を踏まえ学長が決定し配分している。外部資金の申請・採択実績を加味した審査や、応募要件として採択を受けた場合は年度内に外部資金に申請することを加える等、外部資金の申請・獲得へのインセンティブが働く仕組みを構築している。芸術表現企画事業費については、いまだ知られぬ価値・可能性を有する文化的資源の発掘等を通じ、秋田から世界へ美の情報発信を行う社会貢献としての成果公開を目的とし、2014 年度から社会連携委員会での審査を経て学長が決定し配分している。研究活動の活性化及び質向上に資するため、学長プロジェクト研究費に採択された研究は、学内報告会にて取組みや成果、今後の展望を共有し、また Web サイトで研究成果の概要を掲載している。

外部資金獲得に向けた教員に対するサポートは事務局企画課が所管している。科研費の獲得実績のある学内教員による学内勉強会の開催や、研究計画調書の閲覧制度の運用等に取り組んできたが、科研費採択件数に関する課題を分析し、2021 年度から外部専門機関の講師による勉強会の実施、2022 年度から外部専門機関による研究計画調書の添削指導を導入した。過去 2 年度で計 24 件の研究が指導を受け、3 件が科研費に採択されており、引き続き外部資金獲得に向けたサポート体制の充実が期待される。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「領域横断的教育システムの取組み」

学部では、1・2年次は基礎的な知識や技術を総合的・俯瞰的に学び、3・4年次に専攻に所属し高度な知識と技術を身につけることを意図したカリキュラムとし、現代社会の要請に回答した新しい分類として「アート&ルーツ専攻」、「ビジュアルアート専攻」、「ものづくりデザイン専攻」、「コミュニケーションデザイン専攻」、「景観デザイン専攻」の5つの専攻で構成している。

大学院では、他の芸術領域や情報技術等の領域と表現手法を複合させ、芸術の力で社会に改革と変化をもたらすことを目標に「複合芸術」の確立を目標に取り組んでおり、異種混合の有益性を探る機会をくり返す「複合芸術演習」や、企業やNPO等の学外の組織と相互に実利が生まれる創造的な協働を探る「複合芸術実習」等、大学独自のプログラムを導入している。また、2022年度からは学部「複合芸術基礎演習」を開講し、学部から大学院までの9年間の領域横断的教育システムにおける連続した学びの実践機会を提供している。

卒業生及び修了生から全国的に有名な展覧会や国際的なコンペティションでの入賞者や領域横断的素養が不可欠なアート・マネジメント分野の人材を輩出しており、大学の基本理念である「新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学」「秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学」に基づき、新しい芸術領域の創造に挑戦する人材の育成に取り組んでいる。

・No.2「美術大学の専門性を活かした社会貢献事業の取組み」

「まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学」を基本理念の一つに掲げ、社会連携委員会を設置し、社会貢献事業として毎年15件前後の地域課題の解決に向けた取組みを実施している。

具体的には、にかほ市と協働し、教員、助手、学生が独自のフィールドワーク通じて鳥海山麓の新たな価値を見出す「ジオカルチャー研究プロジェクト」の実施や、旧秋田県立能代北高等学校跡地の利活用のため、住民参加型でその可能性の検討する業務に取り組んできた。そのほか、JR東日本の男鹿線沿線の魅力向上と発信のため教員と学生等による車両ラッピングや、大仙市の「ドンパン祭」等のPR等を目的とした教員と学生によるドンパン娘シンボルキャラクター・ロゴ制作・活用業務等を実施してきた。受託事業・研究の委託元及び共同研究機関に対してはアンケート調査を実施しており、8割以上が「また委託したい」と評価しており、社会貢献事業の成果を確認している。

また、産学官をつなぐことで産業の創出等をはじめとした地域全体の活性化に寄与することを目的に社会貢献センターを改組し、2018年2月にNPO法人アートセンターあきたを設立し、自治体や企業から寄せられる地域課題の解決に向けて、大学の専門性を活かした積極的な社会貢献活動に取り組んでいる。

・No.3「グローバル人材の育成に向けた国際交流等の取組み」

基本理念の一つである「秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する大学」に基づき、留学や国際交流等に意欲ある学生を支援するため、2017年度に国際交流センターを設置した。海外4大学と国際交流協定を締結し学生交流や相互の教員派遣を行っているほか、2021年度からは国際教養大学と連携し、国際交流事業の推進に取り組んでいる。また、2022年度から教員による学生のグローバル化等に資する交流プログラムの企画を助成し、2か年度で計3プログラム24名の学生が参加した。

学生の留学等への経済的支援としては、2017年度から留学等助成金支給事業を実施し、2023年度は12名が助成を受けた。2024年度からの3か年度は、中長期の海外留学等に対する経済的支援として、フューチャー・アーティスト基金海外留学等助成事業を行っている。

現在、海外大学との交換留学や単位互換の導入を進めており、グローバル人材の育成に向けた国際交流

等の取組みの充実が期待される。

・No.4「学生の出展機会の創出と出展に関する支援の取組み」

新しい芸術領域を生み出し積極的に発信するとともに、芸術活動の展開に力を発揮し、地域の活性化に貢献できる人材を育成するため、企画課が中心となり、学生の出展機会の創出と支援に取り組んでいる。

企画課が展示・発表委員会、社会連携委員会と連携し、学生に出展経験を積ませることを目的に、学内展示スペースのほか、支援企業や地域等との連携により拡充してきた4つの学外展示スペースを確保している。出展者に対するアンケート調査では、授業だけでは得られない貴重な経験となっていることが確認できており、また支援企業からは、引き続き施設を提供したいとの賛同を得ている。

インストールワークショップは、実践形式で作品の展示や会場設営等の作業を経験することを目的に、展示・発表委員会と助手等が連携し、2020年度から全学生を対象に毎年度開催している。参加学生のアンケート調査では、貴重な知識・体験を得られた等の評価を得ている。

また、展覧会等に出展し優秀な成績を収めた場合に奨励金を支給する創作・課外活動等奨励金給付制度や、大学支援を目的に地元企業等170会員から構成される「あきびネット」から、学生の自主的な展覧会の出展等に係る費用を支援するあきびネット奨学金等の経済的支援も行われている。

このように、学生の出展機会の創出に取り組み、地域の活性化に貢献できる人材の育成に取り組んでいる。

・No.5「東北・北海道で唯一の国公立美術系大学における教員養成等の取組み」

開学以来、秋田公立美術大学教職及び博物館学芸員課程委員会を設置し、中学校・高等学校の美術教員の教職課程を設けている。2年次までに実践的指導力を育むことを目的に、秋田市内の様々な学校で実習を行う「教職入門」及び「学校体験実習」を通じて、学校現場や教員の仕事について系統的・体験的に学ぶ仕組みとしている。また、1年次から個人面談の実施や面談記録の作成、教育実習では教員が出向きタイムリーな指導を行う等、一人ひとりに対するきめ細かな指導を提供しており、授業アンケート結果では、全教育実習関連科目で高い満足度を得ている。2019年度から2023年度までに107名の学生が教員免許を取得している。

そのほか、文化庁の芸術教育における芸術担当教員等研修事業に参画し、過去5か年度で計16コマの研修を提供し、延べ142人の全国の小・中・高等学校教員が参加しており、初等中等教育の芸術系教科等における指導の充実に向けて取り組んでいる。

なお、本基準のNo.2及びNo.4の取組みをもとに、「まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学としての取組み」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー、設置自治体関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

No.2「美術大学の専門性を活かした社会貢献事業の取組み」の意見交換において、事業に関わった自治体及び企業関係者から、大学との連携により地域住民の意識変革や期待以上の成果があったことや、今後も学生ならではのアイデアを地域に活かしてほしいといった意見があった。また卒業生から、クライアントに寄り添うことの重要性を学んだ等の意見があり、取組みが地域貢献につながっていること、また学生の学びの機会となっていることが確認できた。

No.4「学生の出展機会の創出と出展に関する支援の取組み」の意見交換において、学生から、学外展示の経験を通じてスケジュール管理、企画立案等について学ぶことができたといった意見や、奨学金のおかげで大きなプロジェクトに関わることができたといった奨学金の効果についての意見もあった。展示施設を提供する企業や、学生を支援するあきびネットの関係者から、自由度の高い出展の場になっている、学生には将来的に秋田に戻って盛り上げてもらいたい、奨学金の審査では厳しい評価を行うことで教育効果もあり、大学が地域を巻き込んで活動していくきっかけになっている等の意見があり、学生の出展機会創出のための支援の効果や、ステークホルダーが学生や大学に期待を持って取組みに関わっていることを確認することができた。

全体を通して、大学が地域のステークホルダーと連携しまちづくりに貢献していること、大学の積極的な社会貢献活動を通じて学生の学びの場を創出していること等「まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学としての取組み」が行われていることが確認できた。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回秋田公立美術大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるⅠ～Ⅲの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取組みや教育研究の進展に向けた積極的な取組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

評価は以下のプロセスにより行った。

- 5 月末 受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
- 6 月～9 月 書面評価
- 10 月 16 日 実地調査(オンラインにより実施)
- 12 月 16 日 実地調査(対面により実施)
- 1 月 評価報告書(案)を受審大学に通知
- 2 月 受審大学による意見申立期間
- 3 月 評価報告書を決定・公表